

子育てお役立ち情報が
いっぱい！

子育て

令和5年度

ガイドブック



秋田県大潟村

☺gataネウボラ（子育て世代包括支援センター）

～ 妊娠から子育てを応援する 相談窓口 ～

どんなところ？

妊娠・出産、子育ての不安や悩み、サービスなど子育て全般における相談窓口です。保健センター内に個別相談スペースを設け、医療機関や子育て支援部門、福祉部門など関係機関と連携し、妊娠期から子育て中まで切れ目のない支援を提供します。

初めての妊娠・出産でなんだか不安・・・
赤ちゃんの体重はちゃんと増えてるかな？
産後、気持ちが落ち込む。誰かに話を聞いて欲しいな。
妊娠から子育て中に利用できるサービスってどんなのがあるのかな？
言葉が遅い、発達がゆっくりみたい。大丈夫かな？
子どもにイライラしてしまう etc…



産前・産後のからだのこと、こころのこと、育児のこと、
ひとりで悩まず、お気軽に相談してください。

場 所：保健センター内（中央1番地13）
（個別相談スペースあり）
利用時間：平日8：30～17：00
TEL：0185-45-2613
FAX：0185-27-8420
Mail：g-hoken-c@vill.ogata.akita.jp



子育て支援アプリ「漏っ子ナビ」配信中！

漏っ子ナビは、スマートフォンやパソコンで利用できる子育てをサポートするサービスです。村からお子さんの検診のお知らせやイベントなどの子育て情報が届いたり、子どもの成長記録、予防接種の記録・スケジュール管理など、役立つ機能がたくさんあります。

母子モ 検索

アプリストアから
ダウンロード！



大瀧村役場連絡先

大瀧村役場	《代表電話》 0185-45-2111 《FAX》 0185-45-2162	受付：午前8時30分～午後5時15分 休日：土・日・祝日・年末年始（12月31日～1月5日） ※休日、時間外はセコムが対応します
総務企画課	0185-45-2111	総合村づくり計画/広域マイタウンバス/移住定住/ふるさと納税/自治会/国際交流/議会/情報公開/選挙/広報/結婚支援センター など
議会事務局	0185-45-2587	議会運営/監査 など
税務会計課	0185-45-2113	住民税/固定資産税/家屋調査/国民健康保険税/軽自動車税/公共財産管理 など
福祉保健課	0185-45-2114	出生届/児童手当/福祉医療/戸籍、住民票/マイナンバーカード/火葬許可/国民健康保険/介護保険/後期高齢者医療保険/介護保険/国民年金/児童福祉/高齢者福祉/障がい者福祉/社会福祉/人権擁護/特別養護老人ホーム/男女共同参画 など
生活環境課	0185-45-2115	道路、橋梁/村営住宅/公園/排水路、側溝/街灯/上下水道/交通安全/除雪/消防/防犯/環境衛生/廃棄物処理/墓地/犬の登録/自然エネルギー など
産業振興課	0185-45-3653	米・畑作等の農産物、林業に関する各種施策/認定農業者/就農支援/環境保全型農業/金融・融資制度/土地改良/農地/農地利用、集積/商工、観光振興/桜と菜の花まつり など
農業委員会事務局	0185-45-3654	農地の権利移動 など
保健センター	0185-45-2613	妊娠届、母子健康手帳/母子健康事業/予防接種/こころの健康/生活習慣病予防/総合健(検)診/感染症予防/献血 など
診療所	0185-45-2333	診療/看護/臨床検査/健康相談 など
地域包括支援センター	0185-22-4321	高齢者の相談/介護予防支援/ケアマネジメント事業 など
教育委員会	《学校教育班》 0185-45-3240 《生涯学習班(公民館)》 0185-45-2611	こども園/子育て支援/小学校・中学校/学校給食/ALT、英語教育/なかよし館/公民館/生涯学習/各種学級、講座/青少年、成人、婦人教育/芸術文化/国際理解/図書室/二十歳のつどい式典/冬季ふるさと祭り/放課後子ども教室 など
千拓博物館	0185-22-4113	企画展示、自然観察会/案内ボランティア/文化財/ジオパーク など
村民体育館	0185-45-2269	スポーツ大会、教室/体育施設管理/スポーツ協会 など
こども園	0185-45-2345	一時預かり/子育て支援センター など

夜間休日の医療相談

こども救急電話相談（小児救急電話相談）	ブッシュ回線の固定電話、携帯電話から#8000 すべての電話から018-895-9900 毎日 午後7時から翌午前8時まで
ONLINE QQ こどもの救急(日本小児学会)	http://kodomo-qq.jp/

INDEX

赤ちゃんに出会うまで

- 母子健康手帳と妊婦健康診査の受診券の交付 ●パパママ教室 4
- 産前産後の家事支援（養育支援事業） ●漏っ子Babyギフト 5
- こころとからだの相談室 6

子どもがうまれたら

- 必要な手続き 7
- こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問） ●産後ケア事業（訪問型） 8
- 見守りおむつお届け事業 ●ごみ袋支給事業 8
- 出産育児一時金 9

子どもの健康のために

- 各種健診等 10
- 4歳児健康相談 ●むし歯予防 ●季節性インフルエンザ予防接種 11
- 定期的予防接種補助事業 12

こども園

- 大潟こども園 ●子ども・子育て支援新制度 ●保育の必要性の認定 14
- 一般型一時預かり保育（在宅の子ども） ●幼稚園型預かり保育（1号認定）... 15

小学校・中学校

- 大潟小学校 ●大潟中学校 ●小学校入学までの流れ ●就学相談 ●人権の花運動 ... 16
- 「いのちの教室」出前講座（小・中学校） ●SOSの出し方講座（小・中学校） ... 17
- 大中キラキラ塾 ●スクールカウンセラー 17
- 大潟村放課後児童クラブ ●学校給食への取組み（小・中学校） 18

高校以降

- 高校生をもつ保護者の会「卒業生を祝う会」 19
- 「二十歳のつどい」式典事業 19

相談したいときは

- 心の健康相談 ●健康相談・栄養相談 20
- ogataネウボラ（子育て世代包括支援センター） 20
- 大潟村なんでも相談支援センター 20

●秋田県子ども・女性・障害者相談センター(中央児童相談所)	21
●児童相談所相談専門ダイヤル ●こども家庭庁「親子のためのLINE相談」	21
●お子さんの発達や障がい、難病等に関する相談	22
●配偶者等からの暴力に関する相談 ●児童虐待に関する相談	23
●その他県内の相談電話一覧	24

障がいや疾病のあるお子さんのために

●障害者手帳 ●ポルダール湯の湯優待券	25
●手当・補助金・医療費助成など	25
●福祉サービス ●補装具 ●日常生活用具	26

ひとり親家庭のために

●入学祝い金 ●ポルダール湯の湯優待券 ●養育費について	27
------------------------------------	----

手当・補助金・助成など

●不妊治療費等助成事業 ●未熟児養育医療	28
●福祉医療制度(マル福) ●チャイルドシート補助金 ●在宅子育て応援商品券	29
●児童手当 ●児童扶養手当	30
●特別児童扶養手当 ●障害児福祉手当	31
●自立支援医療(育成医療) ●自立支援医療(精神通院) ●難聴児補聴器購入助成	32
●教育ローン利子補給費補助金 ●特別支援教育就学奨励費 ●就学援助扶助費	33
●奨学金貸与事業 ●大潟村住まいづくり支援事業費補助金(多世代同居世帯)	34
●南秋地域広域マイタウンバス	35

集いや遊び学びの場

●瀧っこ広場 ●子育て支援センター(さくらんぼクラブ) ●家庭教育学級	36
●大潟村きらきら塾(放課後子ども教室) ●博物館教室	37
●村内施設紹介	37
●村のイベント	42
●村内団体紹介	44

災害に備えましょう

●非常持ち出し袋・災害用備蓄	45
●家族で決めておくこと ●家の中の安全対策	46
●大潟村の避難所	47

●村内マップ	49
--------------	----



赤ちゃんに出会うまで

母子健康手帳と妊婦健康診査の受診券の交付

保健センター ☎ 0185-45-2613

母子健康手帳と妊婦健康診査の受診券を交付しています。

医療機関を受診し、妊娠と診断されたら、事前に連絡をした上で保健センターにお越しください。交付時に保健師との面談があります。

《助成内容》 妊婦健診（16回分）、子宮がん検診1回分、歯科健診1回分、産後1ヵ月健診1回分と産婦健診2回分、母乳育児相談補助券3回分、新生児聴覚検査1回分

母子健康手帳



パパママ教室

保健センター ☎ 0185-45-2613

助産師・保健師による赤ちゃんを迎える準備やお産の話、村の事業やサービスの紹介、パパやママには赤ちゃんのお人形でだっこやお風呂の入れ方を体験してもらいます。

《対象》 妊婦とその家族

《申し込み》 対象となる方に個別に通知します。



産前産後の家事支援(養育支援事業)

保健センター ☎ 0185-45-2613

妊娠や子育てに不安を持つ方や産後のストレスを抱える方、家族の多忙時期に家事の負担が大きい方などを対象に、家事支援(ヘルパー派遣)にかかる費用を助成します。

《対象》 大潟村にお住まいの妊婦さんと概ね1歳までの乳児を育児中の方

《助成内容》 1回あたり1時間以内、1人最大8回まで

※時間を延長する場合は、30分ごとに1,200円(税抜)の自己負担となります。

《利用方法》 二次元コードまたは、保健センターにてお申し込みください。



漏っ子Babyギフト

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

保健センター ☎ 0185-45-2613

妊娠中から出産、子育てまで一貫して家庭に寄り添い、様々なニーズに合わせた支援をつなぐ「伴走型相談支援」と、出産・育児にかかる経済的負担を軽減する「経済的支援」を一体的に実施します。

※出産・子育て応援交付金は面談をお受けいただいた方に支給します。また、他の自治体で受け取った場合は対象になりません。

伴走型相談支援

保健師や助産師と面談を行い、子育て支援の情報提供や不安や悩みに対して情報提供や必要な支援を行います。

☆面談のタイミング☆

1. 妊娠届出時
2. 妊娠8カ月時
3. 産後(赤ちゃん訪問時)

経済的支援(出産・子育て応援交付金)

出産応援ギフト 国の出産応援交付金：5万円

《対象》 大潟村にお住まいで妊娠届を提出した方

子育て応援ギフト 国の子育て応援交付金：5万円

あきた出産おめでとう給付金：2万円

村の出産祝い金：10万円

《対象》 大潟村にお住まいでお子さんが生まれた方

《支援の流れ》

①妊娠届出時

- ・母子手帳交付
- ・面談
- ・アンケート
- ・申請書記入

出産応援ギフト支給

②妊娠8カ月頃

- ・面談
- ・アンケート



③産後

- ・面談(赤ちゃん訪問)
- ・アンケート
- ・申請書記入

子育て応援ギフト支給

こころとからだの相談室

秋田県では、秋田大学医学部附属病院に委託して「こころとからだの相談室」～不妊専門相談センター～を開設しています。

妊娠、不妊、不育に関する悩みについて、専門の医師が電話で相談に応じます。また、看護師、助産師、臨床心理士が個室で相談に応じる面接相談（予約制）も実施しています。相談者の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

電話相談	毎週月曜日と金曜日13:00～14:00 専用電話 018-884-6234
面接相談	受付 月～金 9:00～17:00 予約専用電話 018-884-6666
メール相談	「こころとからだ 秋田」で検索し、専用サイトの相談フォームにてご相談ください。





子どもがうまれたら

必要な手続き

必要な書類など詳細は、お問い合わせください。

子どもがうまれたら

必要な手続き		問合せ
出生届	<p>赤ちゃんがうまれた日を含めて14日以内に届出てください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 届出先 父母の本籍地・所在地・出産した場所のいずれかの市区町村 届出人 父または母など 必要書類 <ol style="list-style-type: none"> 出生届（「出生証明書」欄に医師などの証明があるもの） 母子健康手帳 	<p>福祉保健課 ☎ 0185-45-2114</p>
健康保険の加入	国民健康保険の方	<p>福祉保健課 ☎ 0185-45-2114</p>
	その他の健康保険の方	<p>勤務先または健康保険組合へ</p>
出産育児一時金	P9参照	
産前産後期間の国民年金保険料免除	国民年金加入中の方（第1号被保険者）	<p>福祉保健課 ☎ 0185-45-2114</p>
	厚生年金加入中の方	<p>勤務先へ</p>
児童手当	<p>生まれた日の翌日から15日以内に申請してください。（P29、30参照） ※児童手当には所得制限があります。</p>	<p>福祉保健課 ☎ 0185-45-2114</p>
福祉医療制度		

こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）

保健センター ☎ 0185-45-2613

出生後0～4カ月の間に助産師または保健師が家庭訪問を行い、お子さんの発育状況を確認しながら育児相談にのります。

《対象》 生後4カ月未満の赤ちゃんがいるご家庭

《利用方法》 出生届が提出された後、保健センターから訪問日のご連絡をします。

産後ケア事業（訪問型）

保健センター ☎ 0185-45-2613

産後頼れる人がいなくて不安、赤ちゃんのお世話の仕方が分からない、育児疲れから体調がよくないなど、育児等の支援が必要な方に、助産師の訪問によるケアを行います。

《対象》 大潟村にお住まいの産後1年未満の方

《利用方法》 保健センターにお問い合わせください。

見守りおむつお届け事業

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

毎月、おむつや離乳食などを配達し、赤ちゃんを育てる家庭の支援と見守りをします。商品の配達は、助産師や保健師が行いますので、子育てのこと、保護者の方やお子さんの健康など、気になることを気軽にご相談ください。

《対象》 大潟村にお住まいの1歳までのお子さんとその保護者の方

《助成内容》 1月あたり約3,000円分の商品を配達します。

《利用方法》 申請及び初回注文は、赤ちゃん訪問時に行います。
以降は、商品の配達時に次回の注文票を提出してください。

ごみ袋支給事業

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

紙おむつなどの処理にごみ袋を使用する事が多い子育て世帯にごみ袋を支給します。

《対象》 大潟村にお住まいの3歳未満のお子さんとその保護者の方

《助成内容》 村指定可燃用ごみ袋を乳幼児1人につき2月あたり 大5枚、小10枚を支給します。（支給対象月が2月に満たない場合は、どちらか1種類）

《利用方法》 対象となる方に通知します。通知書をお持ちのうえ、福祉保健課でお受け取りください。

※ごみ袋を持ち帰るためのバッグ等をご持参ください。

産前産後の家事支援(養育支援事業) (P5参照) 保健センター ☎ 0185-45-2613

出産育児一時金

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

子どもが生まれたら

- 出産された方の出産時点で加入している健康保険から支給されます。
- ※妊娠12週（85日）以上であれば、死産・流産でも支給されます。
 - ※加入状況により請求先が異なる場合がありますので、加入先の健康保険にお問い合わせください。

○直接支払制度

出産育児一時金をご加入の健康保険から直接、医療機関等へ支払われます（加入者と医療機関等の契約が必要です）。出産費用が出産育児一時金の支給額を超える場合は、差額を医療機関等へお支払いください。

《支給額》 大湊村国民健康保険の場合は、出産育児一時金は50万円です。手続きについては、福祉保健課にお問い合わせください。

未熟児養育医療 (P28参照)

保健センター ☎ 0185-45-2613



子どもの健康のために

各種健診等

保健センター ☎ 0185-45-2613

《実施場所》 保健センター

《持ち物》 ・母子健康手帳 ・予防接種の手引き
 ・バスタオル ・乳幼児健診アンケート票（記入してきてください）

健康診査	対象者	内容	通知方法
乳児相談	2～3カ月児	赤ちゃんの身体測定、 予防接種や赤ちゃん のお世話などについ て保健師による相談	保健センター から案内を送 付します。
4・7・10・13カ月健診	4・7・10・13カ月児	小児科医の診察、身 体測定、保健指導、 栄養指導	健診の日程を お渡しするの で、対象とな る日程で健診 を受けてくだ さい。
1歳6カ月・3歳児健診	1歳6カ月・3歳児	小児科医の診察、歯 科医の歯科健診、身 体測定、保健指導、 歯みがき指導	
2歳児親子歯科健診	2歳児	歯科医による歯科健 診、歯みがき指導、 栄養指導、親子遊び	※「漏っ子ナ ビ」でも通 知します。



4歳児健康相談

教育委員会 ☎ 0185-45-3240
保健センター ☎ 0185-45-2613

お子さんの成長の様子を確認し、保護者の皆様に早い時期から就学について考えていただくきっかけのひとつとして、4歳児健康相談を開催します。

保健師や臨床心理士等の専門知識を持つスタッフが問診・面談しますので、普段気になっていることや疑問に思っていることなどがあればお気軽にご相談ください。

《内 容》子ども：自由遊びや集団遊び、問診など

保護者：子育てに関する学習会、集団遊びの見学、面談など

むし歯予防

保健センター ☎ 0185-45-2613

◎はみがき教室（こども園、小・中学校）

こども園年少から中学校まで、歯科衛生士によるはみがき教室を行います。

むし歯予防への関心を高め、歯みがきの大切さやブラッシング方法を学びます。



◎フッ化物洗口

（こども園、小・中学校）

こども園年長から中学校まで、むし歯予防のためフッ化物での洗口事業を行います。

※希望者のみ



季節性インフルエンザ予防接種

保健センター ☎ 0185-45-2613

季節性インフルエンザ予防接種費用の一部を補助します。

6カ月～中学生3年生	1回につき2,500円 (13歳未満は2回接種、13歳以上は1回接種)
高校生、妊婦	1,500円

《利用方法》 保健センターから配布された予診票を持参し、医療機関で予防接種を受けてください。補助額を超えた場合は自己負担となります。

年少児～中学生までは、保健センターで集団接種を実施します。

《医療機関で接種する際の持ち物》

- ・保健センターから配布する予診票
- ・母子健康手帳

出生届を窓口へ提出される際、定期予防接種の予診票を配布します。

《予防接種の種類とスケジュール》

種 類		接種回数	接種対象年齢	2 カ 月	3 カ 月	4 カ 月	5 カ 月	6 カ 月	7 カ 月	8 カ 月	9 カ 月	10 カ 月
□タウ イルス	□タリックス	2	生後6週から24週未満	①	②							
	□タテック	3	生後6週から32週まで	①	②	③						
B型肝炎		3	生後1歳未満	①	②					③		
Hib（ヒブ） ※1		4	生後2ヵ月から5歳未満	①	②	③						
小児の肺炎球菌 ※2		4	生後2ヵ月から5歳未満	①	②	③						
4種混合 ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ		4	1期初回：生後2ヵ月から 1期追加：7歳6ヵ月未満	①	②	③						
BCG		1	1歳未満					①				
MR ※3 麻しん・風しん		2	1期：1歳から2歳未満 2期：小学校就学前の1年間									
水痘		2	1歳から3歳未満									
日本脳炎 ※4		4	1期：生後6ヵ月から7歳6ヵ月未満 2期：9歳から13歳未満									
2種混合 ジフテリア・破傷風		1	11歳から13歳未満									
HPV		3	小学校6年生から 高校1年生相当の女性									

接種対象期間

標準的な接種期間

※1・2 Hib（ヒブ）と小児の肺炎球菌ワクチンは、接種開始時期や、初回の接種時期によって、接種回数が変わります。

《助成内容》 定期の予防接種は全額補助

《医療機関で接種する際の持ち物》 ・村から配布する予診票 ・母子健康手帳

11 カ 月	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10歳 以上	接 種 間 隔
											27日以上の間隔をあけて2回
											27日以上の間隔をあけて3回
											初回：27日以上の間隔をあけて2回 追加：1回目から139日以上の間隔をおいて1回
	④										初回：27日～56日の間隔で3回 追加：初回接種後7カ月～13カ月の間に1回
	④										初回：27日以上の間隔で3回 追加：初回接種後60日以上間隔をおいて1回
	④										1期初回：20日～56日の間隔で3回 1期追加：初回接種後12カ月～18カ月の間に1回
	①				②						
	①	②									初回：1歳～1歳3カ月までに1回 追加：初回接種後6カ月～12カ月の間に1回
			① ②	③					④ 9～12歳		初回：6日～28日の間隔で2回 追加：初回接種後、1年経過後1回
									① 11～12歳		
									①②③ 12歳～		ワクチンの種類によって接種間隔が異なります。 詳細はお問い合わせください。

※3 麻しん風しん混合2期は、5歳以上7歳未満で、小学校入学前の1年間（4月1日から3月31日）が定期予防接種の対象となります。

※4 日本脳炎ワクチンは、通常3歳から接種します。

こども園

大潟こども園

幼児教育や保育、預かり保育などのサービスを提供しています。子育て支援センターを併設しています。

所在地 大潟村字中央5-1

☎ 0185-45-2345



《入園申込み》 教育委員会 ☎ 0185-45-3240

入園申込み書類等は、毎年11月頃にこども園で配布します。

子ども・子育て支援新制度

幼児期の幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートしました。

《支給認定制度》 こども園を利用する場合、支給認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	保育時間
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	こども園	8:30～13:30 ※13:30以降保育を希望される場合は「幼稚園型預かり保育」をご利用ください。
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする子ども	こども園	7:30～18:30 (短時間 8:30～16:30)
3号認定	生後6ヵ月満3歳未満の保育を必要とする子ども	こども園	

保育の必要性の認定

保護者の就労状況により「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに認定されます。

区分	就労時間（1ヵ月あたり）
保育標準時間	120時間以上
保育短時間	64時間以上120時間未満

例) 1ヵ月あたり64時間以上の就労→1日4時間以上かつ週4日以上

一般型一時預かり保育（在宅の子ども）

こども園 ☎ 0185-45-2345

保護者の就労・傷病等により家庭での保育が一時的に困難になった場合、こども園を利用できます。

- 《対象》 生後2ヵ月～5歳児
- 《時間》 月～土曜日 8:30～18:30のうち8時間以内
- 《限度日数》 1人につき月に14日まで
- 《定員》 申込状況によって異なるのでお問合せください。
- 《料金》 1日2,000円 半日1,000円

幼稚園型預かり保育（1号認定）

こども園 ☎ 0185-45-2345

保育終了後、保護者の就労・傷病等により園児の保育ができない場合、引き続きこども園において預かり保育を実施します。

- 《対象》 1号認定の園児
- 《保育時間》 平日（月～金曜日）
 - ①7:30～8:30
 - ②保育終了後～18:30※長期休業日は、7:30～18:30
- ※利用は年間120日までとなります。
- 《利用者負担》 8,000円/月（おやつ代含む）
（1ヵ月あたりの利用が14日未満の場合は600円/日）
- 《その他》 5月と稲刈り時期の各1ヵ月間は土曜日も預かり保育を行います。



小学校・中学校

大瀧小学校

所在地 大瀧村字中央5-1
☎ 0185-45-2121



大瀧中学校

所在地 大瀧村字中央5-1
☎ 0185-45-2330

小学校入学までの流れ

教育委員会 ☎ 0185-45-3240

◎就学時健康診断 10月

小学校入学前のお子さんの心身の状況を把握するために就学時健康診断を行います。
《主な健診内容》 内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科検診など

◎入学通知書の送付 1月

入学式の日時などを記載した入学通知書を送付します。

◎新入学児童保護者説明会 1月

入学予定のお子さんの保護者に新入学児童保護者説明会を行います。

就学相談

教育委員会 ☎ 0185-45-3240

特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室への入学、転学、入級の手続の相談に教育委員会担当者が応じます。

人権の花運動

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

命の大切さや相手への思いやりといった人権を尊重する考えを育むために、小学校で村の人権擁護委員による人権教室と人権の花植栽式を行っています。

「いのちの教室」出前講座（小・中学校）

保健センター ☎ 0185-45-2613

児童・生徒が命の尊さを考え、自分や他者を尊重する意識をもち自己肯定感を高める講座です。

秋田県助産師会の助産師が出前講座を実施します。

《対 象》 小学4年生、中学1年生 年1回ずつ

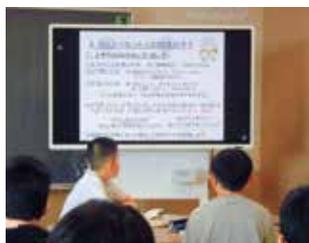


SOSの出し方講座（小・中学校）

保健センター ☎ 0185-45-2613

児童・生徒が困難や悩みを抱えた時に周囲に相談できたり、ストレスへの様々な対処方法を学ぶための講座です。臨床心理士が出前講座を実施します。

《対 象》 小学6年生、中学2年生 年1回ずつ



大中キラキラ塾

教育委員会 ☎ 0185-45-3240

地域住民を先生として招き、総合的な学習の時間に生徒達と交流しながら、指導を行います。

《内 容》 盆踊り、太鼓、和装着付け、お茶、郷土料理作り、百姓踊り、俳句、川柳、短歌 など



スクールカウンセラー

中学校 ☎ 0185-45-2330

スクールカウンセラーが月1回来校し、希望する生徒のカウンセリングをし、心のケアを行っています。保護者からの相談も受け付けています。希望する方は、担任か保健の先生に連絡してください。

大潟村放課後児童クラブ

教育委員会 ☎ 0185-45-3240

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供します。

- 《開設時間》 ①学校の授業がある日
授業終了時から18:00まで
②学校が休みの日（夏季休業・冬季休業等）
8:00から18:00まで
※土日祝日および年末年始は休館となります。
※利用決定後にご利用頂けます。



- 《対象》 村内に居住し、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない小学生（1～6年生）
※生活保護世帯、住民税非課税世帯は利用料の減免制度があります。

- 《利用方法》 随時受け付けていますが、対象となる方へはご案内します（2～3月）。
申請書の提出が必要です。
①登録料（傷害保険料） 800円／年
②利用料（おやつ代含む） 400円／日（月額上限5,000円）



- 《所在地》 大潟村字中央5-1（こども園敷地内）

学校給食への取組み（小・中学校）

学校給食に大潟村産の食材を使用し、地産地消と食育を推進します。



- ◎学校給食の無償化 教育委員会 ☎ 0185-45-3240
保護者の経済的負担の軽減及び子どもの健やかな成長のため、小・中学校における学校給食の無償化を実施します。

- ◎みどりの食料システム戦略推進事業 産業振興課 ☎ 0185-45-3653
学校給食に大潟村産特別栽培米（減農薬・減化学肥料）や新米の時期には有機米を提供します。

- ◎食と農のまちづくり推進事業 保健センター ☎ 0185-45-2613
豆腐づくり体験、給食へのグルテンフリー食品の提供等をとおして、食と農の大切さを知り、健康で豊かな食生活の実現を目指します。

高 校 以 降

高校生をもつ保護者の会「卒業生を祝う会」

公民館 ☎ 0185-45-2611

「同期生」が一堂に会し、大潟小・中学校
当手を回顧し、現状を語らいながら新たな門
出を祝うことを目的として開催します。

《対 象》 大潟小・中学校卒業車で、その
年に高校を卒業する方

《開催時期》 3月



奨学金貸与事業 (P34参照)

教育委員会 ☎ 0185-45-3240

「二十歳のつどい」式典事業

公民館 ☎ 0185-45-2611

二十歳の門出を祝し、成人としての心構えと自覚を持ち、良き社会人として活躍する
ことを期待し、励ますことを目的として開催します。

《対 象》 大潟村に住民登録されている満20歳（21歳に達する歳）の方

《開催時期》 8月12日



相談したいときは

心の健康相談

保健センター ☎ 0185-45-2613

臨床心理士による心の相談を実施しています。お子さんに関する悩みや、発達で気になることなど、お気軽にご相談ください。

《対象》 乳幼児～中学生のお子さんをもつ保護者

《利用方法》 日程は広報等でお知らせしますので、保健センターへご予約ください。

健康相談・栄養相談

保健センター ☎ 0185-45-2613

毎月2回程度、保健師や栄養士による相談を実施しています。お子さんやご家族の健康のこと、離乳食やお子さんの好き嫌い、普段の食事などお気軽にご相談ください。

《利用方法》 日程は広報等でお知らせしますので、相談日に保健センターへお越しください。

☺gataネウボラ（子育て世代包括支援センター）〈再掲〉

保健センター ☎ 0185-45-2613

妊娠・出産、子育ての不安や悩み、サービスなど子育て全般における相談窓口です。産前・産後のからだのこと、こころのこと、育児のこと、ひとりで悩まず、お気軽に相談してください。

《利用方法》 電話や来所により相談ができます。詳しくはお問い合わせください。

大潟村なんでも相談支援センター

社会福祉協議会 ☎ 0185-45-2840

どこに相談したら良いか分からないときなど、お気軽にご相談ください。

《受付》 8:30～17:30 ※年末年始はお休みです。

秋田県子ども・女性・障害者相談センター（中央児童相談所）

☎ 018-827-5200

子育てに関する心配ごとや子ども自身の悩みなどの相談に対して専任の相談員がいつでも対応します。電話やメールでの相談の他に、希望する方は来所や家庭訪問による相談もできます。

相談したいときは

電話相談 ・子ども家庭電話相談 ☎ 0120-42-4152（24時間・毎日）

・「24時間・365日」相談 ☎ 018-827-5200

※相談は匿名でもかまいません。

メール相談 soudan@mail2.pref.akita.jp

来所・家庭訪問による相談 ※要予約 ☎ 018-827-5200

巡回児童相談 詳しくはお問い合わせください。 ☎ 018-855-5171

児童相談所相談専門ダイヤル

☎ 0120-189-783

出産や子育てに悩んだときはこちらにお電話ください。お近くの児童相談所につながります。

こども家庭庁「親子のためのLINE相談」

子育てや親子関係に悩んだとき、子どもやその保護者が相談できる窓口です。ひとりで悩まず、どうぞご利用ください。

匿名でも相談ができます。また、相談内容の秘密は守ります。

※緊急性や児童虐待のおそれのあるときは関係先に連絡する場合があります。

ご相談はこちらから！



《相談受付》 月曜日～土曜日 9:00～18:00

※祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く

～こんなことを思ったら、ご相談ください～

パパやママに
痛い思いをさせられる



こども

パパやママに
いやな思いをさせられる

パパやママに
無視される

イライラして、こどもに当たってしまう

こどもが何度言っても言うことを聞いてくれないから、手をあげてしまいたいようになる

こどもとどう接すればいいかわからなくなってしまった



パパやママ

お子さんの発達や障がい、難病等に関する相談

名 称	電話番号・時間 など	内 容
秋田中央保健所	☎ 018-855-5170	家庭相談、難病、小児慢性特定疾病
子ども・女性・障がい者 相談センター 福祉相 談・連携推進部	☎ 018-831-2301 平日 8:30～17:15	身体・知的・精神障がいの専門 的な相談
子ども・女性・障がい者 相談センター 精神保健 福祉部	☎ 018-831-3946 平日 8:30～17:15	精神保健福祉の専門相談、思春 期精神保健相談(ひきこもり本 人の会・親の会等)、手帳交付、 精神通院医療等
秋田県立医療療育センター 総合相談・医療療育連携室	☎ 018-826-8031 平日 9:00～16:00	子どもの発達に関する家族を含 めた総合的な支援(医療療育セ ンターへの入所や通園等、地域 の福祉サービスの利用、年金・ 手当・障がい者手帳、子育てや 教育に関する相談)
秋田県発達障がい者支援セ ンター(ふきのとう秋田)	☎ 018-826-8030	自閉症やアスペルガー症候群等 の発達障がい児や疑いのある児 童の教育や療育の相談 など
聴覚障がい者支援センター	☎ 018-874-8113 FAX 018-862-1820 平日 8:30～17:00 第1・第2土曜日 8:30～12:00	聴覚に障がいのある方に対する 相談事業 など
難病診療連携コーデ ィネーター	☎ 018-884-6283 平日 8:30～17:00	病気、医療費や経済的なこと、 各種制度の情報提供、就労支 援や仕事・学業との両立のこ となど
秋田県難病相談支援セン ター	☎ 018-866-7754 平日 9:30～16:30	本人や家族の日常生活の悩 み、治療のこと、福祉のこと など

配偶者等からの暴力に関する相談

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から振られる暴力のことを「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といいます。

子どもが直接暴力を受けていなくても、暴力を見聞きすると“心理的虐待”になり、子どもの成長に大きな影響がでる可能性があります。

以下の行為は全てDVにあたります。

殴る 蹴る 髪の毛を引っ張る ものを投げる 大声で怒鳴る おどす 無視 馬鹿にする 生活費を渡さない 家計を厳しく管理する 外出や人付き合いを制限する 性行為の強要 避妊に協力しない など

名 称	電話番号	時 間
女性ダイヤル相談	☎ 018-835-9052	電話相談 月～金 8:30～17:00
DVホットライン	☎ 0120-783-251 携帯電話、県外からの利用不可	土日祝 9:00～18:00 面接相談 月～金 8:30～17:15
中央福祉事務所	☎ 018-855-5175	電話・面接相談 月～金 8:30～17:15
中央男女共同参画センター (ハーモニー相談室)	☎ 018-836-7846	電話相談 月～土 10:00～17:00 面接相談 (要予約) 月～金 10:00～17:00
県民安全相談センター	☎ 018-864-9100 (#9110)	24時間対応
DV相談+	☎ 0120-279-889 メール、チャット相談は 「DV相談+」で検索	電話・メール相談 24時間受付 チャット相談 12:00～22:00

※緊急時は迷わず110番してください。

児童虐待に関する相談

児童虐待の疑いがある、あるいは児童虐待を発見したときは、大潟村福祉保健課、中央福祉事務所、中央児童相談所に相談・通告してください。虐待かどうかを確認する必要はありません。

相談者（通告者）の情報が本人に漏れたり、通告の責任を問われることはありません。

相談・通告先 大潟村福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

中央児童相談所 ☎ 018-862-7311

中央福祉事務所 ☎ 018-855-5175

24時間対応 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189

緊急の場合は警察へ ☎ 110

その他県内の相談電話一覧

名 称	電話番号・受付時間	内 容
母子父子及び寡婦相談	秋田地域振興局 企画福祉課 児童・生活保護班 ☎ 018-855-5175 平日 8:30～17:15	母子父子自立支援員による 身上相談、自立支援
女性相談	第2金曜日 10:00～12:00 (巡回女性相談)	女性相談員による要保護 女性の相談指導
		巡回女性相談(予約制) ※男鹿市福祉事務所
24時間子供SOSダイヤル	☎ 0120-0-78310 24時間いつでも	いじめ問題等に悩む子ども や保護者等の相談に応じます。
いじめ緊急ホットライン	☎ 0120-377-904 平日 8:30～17:00	
すこやか電話	☎ 0120-377-804 平日 8:30～17:00	悩みや不安を抱えている 子どもや保護者等の相談 に応じます。
やまびこ電話	☎ 018-824-1212 24時間対応	子どもからの電話、家族 や地域住民等からの少年 の非行に関する相談に応 じます。
秋田いのちの電話	☎ 018-865-4343 毎日 12:00～20:30	こころの危機を抱え、い ろいろな悩みをもってい る人の相談に応じます。
こどもの人権110番	☎ 0120-007-110 平日 8:30～17:15	いじめ、虐待など子ども をめぐる人権問題に関す る相談に応じます。
こころの電話相談	☎ 018-831-3939 平日 9:00～16:00 土日祝 10:00～16:00	ストレス・鬱など全般的 な心の相談に応じます。
秋田県教育協会 電話相談	☎ 018-827-4453 平日 11:00～14:00	子どもへの対応でいろい ろな悩みを抱える保護者 等の相談に応じます。

障がいや疾病のあるお子さんのために

障害者手帳

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

種 類	対 象	手続きに必要なもの
身体障害者手帳	身体の障がい	申請書、診断書・意見書、 写真(4×3cm)、マイナンバー
療育手帳	知的の障がい	申請書、状況調査票、写真(4×3cm)、 マイナンバー
精神障害者保健福祉手帳	精神の障がい	申請書、診断書又は年金証書等、 写真(4×3cm)、マイナンバー

障がいや疾病のあるお子さんのために

ポルダ―瀉の湯優待券

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

心身に障がいのある方等にポルダ―瀉の湯利用優待券を配付しています。

《配布枚数》 前期52回分、後期52回分

《利用方法》 福祉保健課で手続きをしてください。

障害年金を受給されている方は、年金証書をお持ちください。

手当・補助金・医療費助成など

名 称		問い合わせ
手当 補助金	障害児福祉手当 (P31参照) 特別児童扶養手当 (P31参照) 難聴児補聴器購入助成 (P32参照)	福祉保健課 ☎ 0185-45-2114
医療費	未熟児養育医療 (P28参照)	保健センター ☎ 0185-45-2613
	自立支援医療 (育成医療) (P32参照) 自立支援医療 (精神通院) (P32参照)	福祉保健課 ☎ 0185-45-2114
	小児慢性特定疾病医療費助成 ※詳細はお問い合わせください。	中央保健所 ☎ 018-855-5170
教育関係	特別支援教育就学奨励費 (P33参照) 就学援助扶助費 (P33参照)	教育委員会 ☎ 0185-45-3240

福祉サービス

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。手続き等は福祉保健課へお問い合わせください。

種類	支援の内容
施設に通って利用するサービス（障がい児通所系）	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後又は休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
訪問を受けるサービス（障がい児訪問系）	
居宅訪問型発達支援	重度の障がい等により、外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

補装具

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

身体の障がいを補うための用具の交付、借り受け又は修理にかかる費用を支給します。

- 《対象》 身体障害者手帳の交付を受けた方で必要と認められた方、又は難病等(障害者総合支援法施行令に規定する疾病)の方で必要と認められた方
- 《利用方法》 事前に申請が必要です。福祉保健課へ必要書類を提出してください。
- 《必要書類》 申請書、医師意見書、処方箋、同意書、見積書の写し、身体障害者手帳、印鑑、マイナンバーを確認できるもの

日常生活用具

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

障がいがある方の家庭生活の不便を解消し、円滑な日常生活が送られるように、必要な用具を給付又は貸し出します。原則、1割の自己負担があります（所得制限あり）。

- 《対象》 日常生活用具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等
- 《利用方法》 事前に申請が必要です。福祉保健課へ必要書類を提出してください。
- 《必要書類》 申請書、医師意見書、処方箋、同意書、見積書の写し、身体障害者手帳、印鑑、マイナンバーを確認できるもの

ひとり親家庭のために

入学祝い金

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

ひとり親家庭のお子さんの入学時等に祝い金を支給します。

《対象》 毎年4月1日現在村内に居住する配偶者のない女子及び男子であって、児童を現に扶養している方

《助成内容》 入学祝い金

小学校	10,000円	
中学校	10,000円	
高校等	10,000円	(各種学校等技能を習得する場合も含む)
就職祝い金	10,000円	(中学校卒業)

ポルダークの湯優待券

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

ひとり親家庭の父母等にポルダークの湯利用優待券を配付しています。お子さんの祖父母にあたる方と同居の場合、祖父母も対象となります。

《配布枚数》 前期52回分、後期52回分

《利用方法》 福祉保健課で手続きをしてください。

児童扶養手当 (P30参照)

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

養育費について

◎養育費に関する相談 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター ☎ 018-096-1531
養育費の不払い、未婚の場合、養育費請求、離婚協議中の場合は養育費の取り決めについてなど、養育費に関する相談を受け付けています。

◎養育費に関する補助制度 秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 ☎ 018-860-1344
秋田県では、離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長・発達を支援するため、養育費の取り決め・確保の手続き要する費用の補助を行っています。
交付申請手続きや申請書の様式など、詳細については、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」をご確認ください。

手当・補助金・助成など

不妊治療費等助成事業

保健センター ☎ 0185-45-2613

不妊に悩む夫婦が安心して不妊治療を受けられるように、治療費用を助成します。

《対象》 下記の条件を満たす方

- (1) 医師による不妊治療を受けた夫婦
- (2) 夫婦共に大潟村に住所を有する方
- (3) 他の市町村から同種の助成を受けていない方

《助成内容》

- 特定不妊治療（1回の治療上限20万円、年9回まで）
- 男性不妊治療（1回の治療上限15万円、年9回まで）
- 一般不妊治療（1年度15万円まで）
- 不育症治療（1年度30万円まで）

《利用方法》

必要書類を添えて保健センターに提出してください。
※治療中もしくは治療が終了した日の属する年度の末日までに申請してください。

※県の特定不妊治療費助成を受けている場合は、県の承認決定通知書が交付されてから申請してください。

《必要書類》

大潟村不妊治療費助成事業申請書兼請求書、
大潟村不妊治療費助成事業受診等証明書または「秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の写し、
大潟村不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書または「秋田県特定不妊治療費助成事業協力医療機関受診等証明書」の写し、
「秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書」の写し（秋田県の助成を受けている場合）、
夫婦の住民票、
医療機関の発行した領収書の写し

未熟児養育医療

保健センター ☎ 0185-45-2613

赤ちゃんが未熟児で生まれて入院した場合、医療費と食事療養費を助成します。

《助成内容》 入院医療費、食事療養費

※おむつ代、差額ベッド代、ケア用品など健康保険適用外の費用は対象となりません。

課税状況に応じて自己負担額を決定しますが、自己負担額は、福祉医療費として全額還付されます。

《利用方法》 保健センターに必要書類を提出してください。

《必要書類》 申請書、世帯調書、同意書、医師意見書

福祉医療制度（マル福）

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

対象の方に、医療費の支払いが軽減される福祉医療費受給者証を交付します。

- 《対象》 大潟村にお住まいの0歳～18歳（高校生）の方
- 《助成内容》 医療費の自己負担分を全額助成
- 《利用方法》 加入中の健康保険証を持参し、福祉保健課で手続きしてください。

チャイルドシート補助金

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

チャイルドシート又はジュニアシートの購入費の一部を助成し、子どもを持つ家庭の負担を軽減します。

- 《対象》 大潟村にお住まいのお子さんとその保護者の方
 - ・チャイルドシートは現行の安全基準に適合するものに限り、
 - ・同一世帯に属する6歳未満の乳幼児のために購入したチャイルドシート又はジュニアシートが対象です。
- ※交付は対象乳幼児1人につき1台です。
- ※祖父母が購入したものは対象外です。
- 《助成内容》 チャイルドシート購入費の1/2（上限20,000円）
- 《利用方法》 対象となるお子さんの出生後に申請してください。
 - ※出産前に購入したチャイルドシートも対象になります。
- 《必要書類》 申請書等（役場で記入）、
チャイルドシート購入時の領収書（レシート可）、
チャイルドシートの説明書など（メーカーと型番がわかるもの）、
印鑑

在宅子育て応援商品券

教育委員会 ☎ 0185-45-3240

在宅で育児している家庭に在宅子育て応援商品券を支給します。

- 《対象》 大潟村にお住まいでこども園に通っていない2歳児までの子どもを養育している保護者の方
- 《助成内容》 該当する子ども1人当たり月額14,000円の商品券を支給
- 《利用方法》 交付は年4回で、対象の方に通知します。

児童手当

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

家庭等での生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、児童を養育している方に手当を支給します。

- 《対象》 大潟村にお住まいで対象児童を養育している方
※対象児童：日本国内にお住まいの中学卒業まで（15歳の誕生日後、最初の3月31日まで）の児童
- 《手当月額》 3歳未満：15,000円
3歳以上：10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生：10,000円
※所得制限を超える場合は5,000円、所得上限を超える場合は受給資格が消滅します。
- 《利用方法》 出生、転入の翌日から15日以内に認定請求書を提出してください。
支給時期は、原則6月、10月、2月で、それぞれ前月分までの手当を支給します。

児童扶養手当

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

ひとり親世帯などの児童の家庭の生活の安定と自立の促進を目的に対象児童について手当てを支給します。

- 《対象》 父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない、あるいは、父又は母が政令で定める程度の重度の障がいの状態にある18歳未満の児童を養育している方
※児童が政令で定める程度の障がいの状態にある場合は、20歳未満までのお子さんが対象となります。
※対象児童が施設に入所している場合や、受給資格者や同居家族の前年の所得が限度額をこえている場合は対象になりません。

《手当月額》

	全部支給	一部支給
1人	44,140円	44,130～10,410円
2人	10,420円加算	10,410～5,210円加算
3人以上	1人増加するごとに 6,250円加算	6,240～3,130円加算

- 《利用方法》 福祉保健課に必要書類を提出してください。
- 《必要書類》 認定請求書、請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本、
世帯全員の住民票、
児童を扶養している方の通帳、
請求者及び児童の健康保険証、
マイナンバーが確認できるもの、印鑑

特別児童扶養手当

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

身体や精神に障がいのあるお子さんを養育している保護者に手当を支給します。

- 《対象》 障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者の方
- 《手当月額》 1級 53,700円（令和5年4月から）
2級 35,760円
- 《利用方法》 福祉保健課に必要書類を提出してください。
- 《必要書類》 認定請求書、請求者と対象児童の戸籍謄本又は抄本、
世帯全員の住民票、
診断書（療育手帳「A」の交付を受けている方は療育手帳のコピー）、
障がい児を扶養している方の通帳、
マイナンバーが確認できるもの、印鑑

障害児福祉手当

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

重度の障がいのある児童に対してその障がいのために必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助として手当を支給します。

- 《対象》 20歳未満で、身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする方
- 《手当月額》 15,220円（令和5年4月から）
- 《利用方法》 福祉保健課に必要書類を提出してください。
- 《必要書類》 申請書（障害児福祉手当認定請求書）、障害児福祉手当用の診断書、
世帯全員の住民票、所得状況届、
年金を受給している場合、金額のわかるハガキなど、
障がい児本人の銀行通帳、手帳（お持ちのかた）、
マイナンバーが確認できるもの、印鑑



自立支援医療（育成医療）

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

18歳未満の児童が指定医療機関で受ける必要な治療について、医療費の一部を助成をします。原則、1割の自己負担があります（所得制限あり）。

- 《対象》** 視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がい(心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能障がい)、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
- 《利用方法》** 事前に申請が必要です。福祉保健課へ必要書類を提出してください。
- 《必要書類》** 申請書、自立支援医療(育成医療)意見書、同意書、健康保険証(世帯員全員分)、人工透析療法の場合は特定疾病療養受療証の写し、マイナンバーが確認できるもの(世帯員全員分)、印鑑

自立支援医療（精神通院）

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

指定医療機関で精神疾患のケア、訪問看護を含む通院医療を受ける場合に、医療費の一部を助成します。原則、1割の自己負担があります（所得制限あり）。

- 《対象》** 通院による治療を継続的に必要とする程度の精神疾患（てんかんを含む）を有する方
- 《利用方法》** 事前に申請が必要です。福祉保健課へ必要書類を提出してください。
- 《必要書類》** 申請書、診断書、同意書、健康保険証(世帯員全員分)、マイナンバーが確認できるもの(世帯員全員分)、印鑑

難聴児補聴器購入助成

福祉保健課 ☎ 0185-45-2114

お子さんの補聴器購入費を助成します（所得制限あり）。

- 《対象》** 大潟村にお住まいの18歳未満のお子さんであって両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付の対象とならないこと。ただし、医師が装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満についても対象とする。
- 《助成内容》** 購入額または基準額のいずれか低い額に2/3を乗じた額（千円未満切り捨て）
- 《利用方法》** 事前に申請が必要です。福祉保健課へ必要書類を提出してください。
- 《必要書類》** 申請書、医師意見書、処方箋、同意書、見積書の写し、身体障害者手帳、マイナンバーを確認できるもの、印鑑

教育ローン利子補給費補助金

教育委員会 ☎ 0185-45-3240

教育資金の融資を受けた村内在住者の教育にかかる経費の節減を図ります。

- 《対象》 日本政策金融公庫から「国の教育ローン」の融資を受けた村内在住の方、または村内金融機関から教育資金の融資を受けた村内在住の方
- 《助成内容》 借入額のうち当該年度の支払利息額の2分の1（補助対象借入額上限300万円）
- 《利用方法》 2月1日～2月末までに教育委員会へ申請してください。
- 《必要書類》 償還表（貸付金支払明細書）、貸付残高証明書、印鑑

特別支援教育就学奨励費

教育委員会 ☎ 0185-45-3240

特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減します。

- 《対象》 大潟小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者で、生計を一にする世帯全員の所得金額の合計が一定の基準に満たない方
- 《助成内容》 学校給食費、修学旅行費、宿泊を伴わない校外活動等参加費、学用品等購入費、新入学児童生徒学用品費等で、国の定める額
- 《利用方法》 7月頃に通知しますので、期日までに教育委員会へ申請してください。通知と一緒にお渡りする「収入額・需要額調書」をご提出ください。

就学援助扶助費

教育委員会 ☎ 0185-45-3240

経済的な理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に必要な援助をします。

- 《対象》 大潟小・中学校に在籍又は入学予定の児童・生徒の保護者で、生活保護を受けている者及び、前年度又は当該年度に以下のいずれかに該当する方
 1. 生活保護の停止又は廃止
 2. 村民税の減免
 3. 保険税の減免又は徴収の猶予
 4. 児童扶養手当の支給
 5. 生計を一にする世帯全員の所得金額の合計が一定の基準に満たない
- 《助成内容》 学用品費、通学用品費、宿泊を伴わない校外活動参加費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費、新入学児童・生徒学用品費、学校給食費、医療費、オンライン学習通信費で、国が定める額とする。

《**利用方法**》 7月頃に学校を通して通知しますので、期日までに教育委員会へ申請してください。

※新入学児童・生徒学用品費については3月に入学予定者に通知します。

《**必要書類**》 印鑑、児童扶養手当受給者証（受給資格者の場合）、生活保護を受給していることがわかるもの（生活保護受給中の場合）

奨学金貸与事業

教育委員会 ☎ 0185-45-3240

村内の生徒等が経済的理由によらず学業に専念できるよう、奨学金を貸与します。

《**対 象**》 高等学校、高等専門学校、専門（専修）学校、短期大学、大学、大学院に進学予定の方又は在学中の方

《**貸与月額**》 ①高校 2万円以内
②高校以外 5万円以内

《**入学一時金**》 100万円以内（ただし、高校、高専は除く）

《**利用方法**》 教育委員会へ申請してください。

大潟村住まいづくり支援事業費補助金（多世代同居世帯）

総務企画課 ☎ 0185-45-2111

安全安心で快適な住まいづくりを応援するため、住宅の新築工事やリフォーム・増改築工事等を行った方を対象に補助金を交付します。

《**対 象**》 18歳以下の者とその親及びその祖父母（又は曾祖父母）が同居する世帯で、多世代同居のため持ち家のリフォーム工事や増改築工事を行った方

《**助成内容**》 工事費の30%
上限80万円（うち30万円は商品券）

《**利用方法**》 住宅の新築工事やリフォーム・増改築工事等を検討されている方は、事前に総務企画課へお問い合わせください。

《**必要書類**》 工事請負契約書の写し、工事内訳明細書、工事着手前と着手後の写真、領収証等金額が確認できる書類、住民票謄本
※多世代同居世帯の他、空き地や空き家を購入された方など、別タイプの補助金もありますので、お問い合わせください。

●大潟村村民バス乗車券

どの区間を乗車しても片道100円で乗車できるように乗車券を販売しています。乗車券は本人以外使用できません。

《対 象》 大潟村に住所を有する方

《助成内容》 200円区間・400円区間ともに1冊1,000円（1冊10枚綴り）で乗車券を販売

《利用方法》 役場総務企画課窓口にて販売

《必要書類》 バスを利用される方の本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証など氏名と住所が確認できる書類）

●通学定期券購入費助成

通学定期券を購入する方に対し、片道100円程度で乗車ができるように通学定期券の購入費の一部を助成します。

《対 象》 大潟村に住所を有する方で、バスを通学のために利用する方

※400円区間の助成対象は、五城目高校へ通学される方に限ります。

《助成内容》 (200円区間) 定期券購入費の4割を助成

(400円区間) 定期券購入費の7割を助成

《利用方法》 秋田中央トランスポート(株)五城目営業所にて販売

《必要書類》 バスを利用される方の

①通学証明書または学生証

②本人確認書類

(マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、健康保険証のいずれか)

※車内販売は行っておりません。



集いや遊び学びの場

漏っこ広場

保健センター ☎ 0185-45-2613

乳幼児の遊び場や保護者同士の交流、情報交換の場として、月1回程度イベントを開催します。

- 《対 象》 乳幼児とその保護者
- 《参加方法》 広報や漏っ子ナビで案内しています。
申込みが必要なものは、保健センターまでお申し込みください。
- 《持ち物》 飲み物、おむつ、着替えなど



子育て支援センター（さくらんぼクラブ）

こども園 ☎ 0185-45-2345

親子の交流の場として、こども園の一室を開放しています。

子育て相談の他、毎月1～2回、親子で楽しめるイベント“さくらんぼクラブ”も実施します。

- 《対 象》 未就園児とその保護者
- 《所在地》 大潟村字中央5-1
- 《時 間》 9:30～12:00 / 13:00～15:30
- 《さくらんぼクラブへの参加方法》 毎月ポスターやホームページでお知らせします。



家庭教育学級

公民館 ☎ 0185-45-2611

子ども達の健やかな成長を願い、子育てについて広く学びながら、親同士の交流を図ります。

- 《対 象》 乳幼児編：0～6歳児をもつ保護者
小中高編：小中高校生をもつ保護者
- 《参加方法》 広報やチラシ等でお知らせをしますの
で、公民館までお申し込みください。



大瀧村きらきら塾（放課後子ども教室）

公民館 ☎ 0185-45-2611

体験活動の楽しさや学びをとおして、心身共に健全な子どもの育成を図ります。

《内 容》 登山、炭焼き、英語、切り絵、キャンプ、工作、スケッチ、相撲、生きもの観察、ハロウィン、理科、リサイクルカード作り、クリスマスランタン作り、クリスマスデコレーション、スケート、七宝焼き、しめ縄作り、ニュースポーツ、お茶会、読み聞かせ、人形劇 など（年20回程度）

《対 象》 未就学児～小学生とその保護者

《参加方法》 広報やチラシ等でお知らせをしますので、公民館までお申し込みください。



博物館教室

干拓博物館 ☎ 0185-22-4113

科学実験・工作教室や自然観察会を行います。

《内 容》 GW親子科学工作教室、博物館工作教室、田んぼの生きもの観察会、星空観望会、冬鳥観察会 など

《対 象》 幼稚園児～小学生

《参加方法》 広報やチラシ、ホームページ等でお知らせをしますので、干拓博物館までお申し込みください。



村内施設紹介

施設利用システム

以下の施設はWeb予約できます。利用するためには「施設利用システム」に登録する必要があります。

○公民館 ○村民体育館 ○テニスコート ○村民野球場

利用者登録

<https://reserve.vill.ogata.akita.jp/>

上記にアクセスする（もしくは二次元コードを読み込む）と「施設利用システム」のサイトが表示されますので、「利用者登録」ボタンをクリックし、必要事項を入力のうえ登録してください。

予約

「予約申込」ボタンから、サイトの指示に従って予約してください。



【大淵村公民館】

部屋を借りて仲間同士で集まることができます。使用当日の3日前までに申請書を提出してください。

展望台に登りたいときは、公民館事務室に声をかけてください。

所 大淵村字中央1-21

☎ 0185-45-2611

時 9:00～21:00

休 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）
年末年始

料 原則、村民は無料



Web
予約可



【公民館図書室】

公民館の中にある図書室です。本を借りたいときは、備え付けの「貸出簿」に記入してください。本の貸出期間は2週間です。

※利用時間、休館日は公民館と同じ



【大淵村村民体育館】

バドミントン、卓球、バスケットボール、バレーボールなど用具の貸し出しをしています。

団体での利用は、予約が必要です。

所 大淵村字北2-1

☎ 0185-45-2269

時 9:00～22:00

日曜日、祝日9:00～17:00

休 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）
年末年始

料 原則、村民は無料



Web
予約可



【テニスコート】

砂入り人工芝コート2面、夜間照明設備付きです。

所 大淵村字北2-1

☎ 0185-45-2269（村民体育館）

時 9:00～21:30

休 12月1日～2月末日

料 原則、村民は無料



Web
予約可



【大潟村民野球場】

体育館に隣接した野球場です。

【所】大潟村字北2-2

【申込/☎】0185-45-2269（村民体育館）

【時】5：00～19：00

【休】12月1日～3月20日

【料】原則、村民は無料



Web
予約可



【大潟村B&G海洋センター】

小さなお子さん用のプールもあります。

小学1年生未満の子ども（17：30以降は小学6年生以下の子ども）は保護者または責任者の付き添いが必要です。

【所】大潟村字東中央5-2 ☎ 0185-45-3198

【時】6月・9月 9：30～16：30

7月・8月 9：30～20：00

【休】毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）

【料】無料



【大潟村相撲場】

神社の隣にある相撲場です。ちびっこ相撲などが行われます。

【所】大潟村字西1-12-1

【申込/☎】0185-45-2269（村民体育館）

【料】原則、村民は無料



【大潟村ボートセンター】

ボート競技に特化したトレーニング器具をそろえたトレーニングルームです。

【所】大潟村字方上61-6

【申込/☎】0185-45-2269（村民体育館）



【大潟村漕艇場】

全長6キロにも及ぶ直線コースが確保できるボート専用コースです。

【所】大潟村字西野190-1

【申込/☎】0185-45-2269（村民体育館）



【水上スキー場】

使用したい方は、NPO法人スポーレおおがたへお電話にて手続きをしてください。



- 所 大瀧村字方口150-41
 ☎ 090-4020-0799
 (NPO法人スポーレおおがた事務局)

【大瀧村干拓博物館】

八郎瀧干拓事業について多くの資料を収蔵し、大瀧村の歴史を紹介しています。企画展示・自然観察会、博物館教室等を随時開催しています。



- 所 大瀧村字西5-2 ☎ 0185-22-4113
 時 9:00～16:30 (入館は16:00まで)
 休 4～9月毎月第2・第4火曜日 (祝日の場合はその翌日)
 10～3月毎週火曜日 (祝日の場合はその翌日)
 年末年始
 料 一般・大学生300円、小・中・高校生100円
 ※村民及び村内勤務の方は無料

【大瀧村多目的運動広場 (ポルダープレーン)】

主にグラウンドゴルフ場として利用されています。



- 所 大瀧村字北1-2
 申込/☎ 0185-45-2955
 (株ルーラル大瀧 多目的運動広場管理棟)
 時 9:00～17:00 休 12月中旬～3月中旬
 料 お問い合わせください

【大瀧村多目的グラウンド】

サッカー場兼ラグビー場です。



- 所 大瀧村字北1-2
 申込/☎ 0185-45-2955
 (株ルーラル大瀧 多目的運動広場管理棟)
 時 9:00～22:00 休 12月1日～3月31日
 料 お問い合わせください

【ソーラースポーツライン】

一周約25kmの周回コースのスポーツ専用施設です。

【所】大潟村字方上61-16

【申込/☎】0185-45-3332（株）ルーラル大潟

【時】9：00～17：00

【休】年末年始

【料】お問い合わせください。



【大潟村村民センター】

各種団体の活動や子ども達の習い事等に利用されています。調理室や和室、フローリング、カーペットのお部屋があります。

【所】大潟村字中央1-16

【申込/☎】0185-45-2350

【時】9：00～22：00

【休】年末年始

【料】村民が社会福祉や社会教育、コミュニティに関することに利用する場合は無料。その他の場合はお問い合わせください。



【こどもなかよし館】

子ども達の遊びの場を提供しています。

未就学児が来館する場合は、保護者の付き添いが必要です。

【所】大潟村字東2-5-48 ☎ 0185-45-2588

【時】13：30～17：00

9：00～12：00/13：00～17：00（長期休み期間中）

※時期によって開館時間が異なる場合があります。

【休】土・日・祝日、年末年始



【オーデンパーク】

旧保育園跡地につくられた公園です。環境に配慮したデンマーク製の遊具が設置され、走り回ったり、ボール遊びを楽しめる広場もあります。

【所】大潟村字中央1-15



【南の池入植記念公園・キャンプ場】

4月～10月までキャンプ場として利用できます。春には桜、夏にはつつじや池のハスの花が咲き、季節ごとの景色を楽しめます。

〔所〕 大瀧村字南2-17

〔申込〕 <https://logoform.jp/form/tyHN/96311>

キャンプ場利用申込みは上記フォーム

または二次元コードから

〔料〕 無料



【生態系公園】

野外公園では、自然体験や植物観察、散策、熱帯観賞温室では、一年中熱帯の珍しい植物を楽しむことができます。

〔所〕 大瀧村字東1-1 ☎ 0185-45-3106

〔時〕 9:00～17:00

〔休〕 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日） 年末年始（野外公園は、12/10～3/9冬季休園）

〔料〕 無料



村のイベント

【桜と菜の花まつり】 産業振興課 ☎ 0185-45-3653

菜の花の見頃を迎えるGWに合わせて開催します。菜の花の中を走るミニ電車やフリーマーケットなど親子で楽しめる様々な催しが行われます。

〔開催時期〕 4月下旬～5月上旬

〔会場〕 ホテルサンルーラル大瀧ほか



【カタマルシェ】 総務企画課 ☎ 0185-45-2111

安心安全な食材を使用した飲食店キッチンカー、有機農産物の販売を行います。また、親子で楽しめる体験ブースも設置しています。

〔開催時期〕 年2回程度（広報等でお知らせします）

〔会場〕 生態系公園（大瀧村字東1-1）



【なかよし館まつり】教育委員会 ☎ 0185-45-3240

村内団体が屋台などを出店します。輪投げ、的当てなどのゲーム、わたあめやババヘラなど、全て無料で楽しめます。

開催時期 7月 ※要申込み

会場 こどもなかよし館（大潟村字東2-5-48）



【社協夏まつり】社会福祉協議会 ☎ 0185-45-2840

屋台、工作、体験コーナーなど小中学生ボランティア・地域活動団体と協力して行います。他にも楽しめる催し物がたくさんあります。

開催時期 8月

会場 ふれあい健康館（大潟村字北1-3）



【全村盆踊り大会】公民館 ☎ 0185-45-2611

青年会主催の盆踊りです。仮装コンテストや浴衣コンテスト、大抽選会、打ち上げ花火など、子どもから大人まで楽しめます。

開催時期 8月

会場 大潟村商店街前駐車場（大潟村中央1）



【冬季ふるさと祭り】公民館 ☎ 0185-45-2611

村内団体と協力し、冬場の伝承遊びや外遊びの場を提供しています。綱引き大会やもちまき、宝探しなど、楽しいイベントが盛りだくさんです。飲食コーナーもあります。

開催時期 2月

会場 村民体育館周辺



村内団体紹介

名称・問い合わせ先	内 容
大潟村子ども会育成連絡協議会 大潟村公民館 ☎ 0185-45-2611	各住区の代表から構成され、子ども会の自主的な活動の支援を行います。公民館と共催でキャンプやスケート教室などを行います。
大潟村高校生をもつ保護者の会 大潟村公民館 ☎ 0185-45-2611	村にお住まいの高校生をもつ保護者が加入します。ボランティア活動やマイタウンバスのアンケート配布、卒業生を祝う会などを行います。
大潟村スポーツ少年団 大潟村村民体育館 ☎ 0185-45-2269	<ul style="list-style-type: none"> ・大潟ラグビースポーツ少年団 ・大潟小野球スポーツ少年団 ・大潟女子ミニバスケットスポーツ少年団 ・大潟村剣道スポーツ少年団 ・大潟ジュニアスキースポーツ少年団 ・大潟卓球クラブスポーツ少年団 ・大潟村複合型スポーツ少年団
総合型地域スポーツクラブ「NPO法人スポーレおおがた」 NPO法人スポーレおおがた事務局 ☎ 090-4042-0799	様々なスポーツ教室、イベントを開催しています。 (インターバル速歩、3B体操、ちびっこ体操、水泳 など)
手をつなぐ育成会 大潟村社会福祉協議会 ☎ 0185-45-2840	知的障がい者をもつ親の会です。大潟つくし苑との交流事業等を行っています。
やまぶき会 大潟村社会福祉協議会 ☎ 0185-45-2840	ひとり親家庭の団体です。小中高校生のいるひとり親家庭を対象とした勉強会（夏休み・冬休み）や交流会などを行っています。会員募集中です。

災害に備えましょう

非常持ち出し袋・災害用備蓄

災害用備蓄は、最低でも3日分は備えておきましょう。小さなお子さんのいる世帯では、大人用の一般的な備蓄の他にお子さんのための備蓄が必要になります。

必要なものは各家庭で異なりますので、家庭の実情に応じたものをそろえることが大切です。一般的な例を示しますので、参考にしてください。

非常用持ち出し袋（避難の際に持ち出すもの）

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 飲料水 | <input type="checkbox"/> 着替え（衣類、肌着、靴下など） |
| <input type="checkbox"/> 食料 | <input type="checkbox"/> 上着や防寒着 |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> 救急用品（ばんそうこう、消毒液、かぜ薬など） |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 貴重品 |
| <input type="checkbox"/> ティッシュ・トイレットペーパー | |
| <input type="checkbox"/> 予備電池・携帯充電器 | |

《乳児がいる家庭》

- | | | |
|--|----------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 母子手帳 | <input type="checkbox"/> ベビー用飲料 | <input type="checkbox"/> 紙おむつ |
| <input type="checkbox"/> 使い捨て哺乳瓶 | <input type="checkbox"/> 離乳食 | <input type="checkbox"/> お尻拭き |
| <input type="checkbox"/> ミルク
（キューブや液体が便利） | <input type="checkbox"/> 子ども用の食器 | <input type="checkbox"/> おんぶ・抱っこひも |

《幼児・児童がいる家庭》

- | | | |
|-------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 子どもが好きなお菓子 | <input type="checkbox"/> おもちゃ・絵本 | <input type="checkbox"/> 子どもの靴 |
|-------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|

災害用備蓄品（家に備えておくもの）

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 食料・飲料水
（1日3リットル×最低3日分）×家族分 | <input type="checkbox"/> ティッシュ・トイレットペーパー |
| <input type="checkbox"/> 生活水（洗面、トイレ用） | <input type="checkbox"/> 予備電池・携帯充電器 |
| <input type="checkbox"/> 簡易トイレ（使い捨て式を最低3日分） | <input type="checkbox"/> カセットコンロ |
| <input type="checkbox"/> 食器（割りばし、紙皿、紙コップ） | <input type="checkbox"/> コンロ用ボンベ（数本） |
| <input type="checkbox"/> 食品用ラップ | <input type="checkbox"/> 新聞紙 |
| <input type="checkbox"/> アルミホイル | <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ |

家族で決めておくこと

- ・緊急時の連絡方法について確認しましょう。

複数の連絡方法を考え、記入したものを母子手帳と一緒にしておきましょう。

「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板」は災害時に家族間の安否確認や避難場所の連絡などに利用できます。利用方法をあらかじめ確認しておきましょう。

- ・災害発生時のこども園・小学校等からの緊急連絡方法や引き取り方法を確認しましょう。
- ・集合場所を確認しましょう。

通信手段が途絶えた場合、どこに集まるかを決めておきましょう。

学校から子どもだけで帰宅しなければならない場合の帰宅ルート、帰宅先などを親子で話し合しましょう。



家の中の安全対策

- ・タンスや食器棚など大きな家具や倒れやすいものは、転倒防止器具などで固定しましょう。
- ・食器棚の扉に止め金具をつけましょう。
- ・家具が倒れたときに避難経路をふさがないように、配置を工夫しましょう。
- ・ベビーベッドなど赤ちゃんが普段過ごす場所の近くには、倒れやすいものを置かないようにしましょう。また、置き時計など落ちてきて当たると危険なものを、高い場所に置かないようにしましょう。



大瀧村の避難所

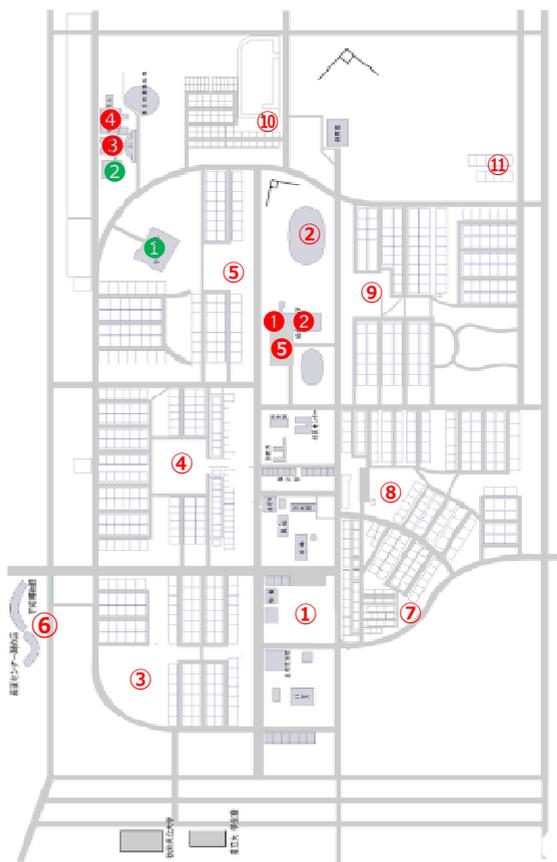
指定緊急避難場所と指定避難所の違い

指定緊急避難場所（避難場所）	指定避難所（避難所）
災害が発生した場合や、発生の恐れがある場合に、その危険から逃れ、身の安全を確保するための緊急避難のための場所（特に火災など）	災害の発生や発生の恐れがあるため避難し、その後家に帰ることができなくなった場合の滞在場所（また、風水害時の避難先）

指定緊急避難場所

地図番号	避難場所
①	中央2番地広場
②	大瀧中学校グラウンド
③	西1丁目コミュニティ広場
④	西2丁目コミュニティ広場
⑤	西3丁目コミュニティ広場
⑥	道の駅おおがた
⑦	南コミュニティ広場
⑧	東2丁目コミュニティ広場
⑨	東3丁目コミュニティ広場
⑩	北1丁目コミュニティ広場
⑪	北2丁目コミュニティ広場

避難場所・避難所・福祉避難所の位置



指定避難所

地図番号	施設名
①	大瀧小学校
②	大瀧中学校
③	ポルター瀧の湯
④	ホテルサンルーラル大瀧
⑤	放課後児童クラブプレイルーム

福祉避難所

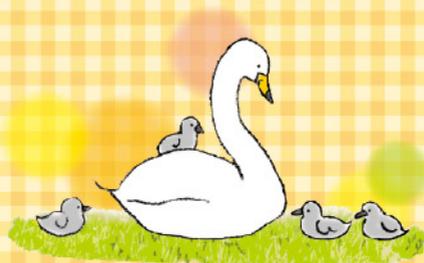
地図番号	施設名	設備
①	特別養護老人ホームひだまり苑	AED
②	大瀧村ふれあい健康館	AED

災害に備えましょう

メ モ



A series of horizontal lines for writing, enclosed within a decorative border of grey leaves and red berries.



大潟村 公式HP



大潟村公式SNS



@oogata_official

Instagram



大潟村

Facebook



@ogata_mura

X (旧 Twitter)



@422xvupv

LINE

「いいね」「フォロー」
「友達登録」をお願いします。



●発行：大潟村 福祉保健課 〒018-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 ☎0185-45-2114

●発行日：令和5年(2023)11月 ●印刷：懶八郎滷印刷